

連絡運輸規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>連絡運輸規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第44号</p> <p>(乗車券の種類)</p> <p>第10条 乗車券の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 普通券</p> <p>ア 普通券 大人 小児</p> <p>イ 特別割引普通券（以下「特割券」という。）大人 小児</p> <p>(2) 定期券</p> <p>ア 通勤定期券 大人 小児</p> <p>イ 通学定期券 大人 小児</p> <p>ウ 特別割引通勤定期券 大人 小児</p> <p>エ 特別割引通学定期券 大人 小児</p> <p>(3) 団体券</p> <p>(運賃及び料金の種類)</p> <p>第22条 運賃及び料金の種類は、乗車券の種類に応じて、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通運賃</p> <p>ア 普通運賃 大人 小児</p> <p>イ 特別割引普通運賃 大人 小児</p> <p>(以下「特割運賃」という。)</p>	<p>連絡運輸規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第44号</p> <p>(乗車券の種類)</p> <p>第10条 乗車券の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 普通券</p> <p>ア 普通券 大人 小児</p> <p>イ 特別割引普通券（以下「特割券」という。）大人 小児</p> <p><u>(2) 回数券</u> <u>大人 小児</u></p> <p>(3) 定期券</p> <p>ア 通勤定期券 大人 小児</p> <p>イ 通学定期券 大人 小児</p> <p>ウ 特別割引通勤定期券 大人 小児</p> <p>エ 特別割引通学定期券 大人 小児</p> <p>(4) 団体券</p> <p>(運賃及び料金の種類)</p> <p>第22条 運賃及び料金の種類は、乗車券の種類に応じて、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通運賃</p> <p>ア 普通運賃 大人 小児</p> <p>イ 特別割引普通運賃 大人 小児</p> <p>(以下「特割運賃」という。)</p> <p><u>(2) 回数運賃</u> <u>大人 小児 11回券</u></p>	

(2) 定期運賃

ア 通勤定期運賃	大人	小児
イ 通学定期運賃	大人	小児
ウ 特別割引通勤定期運賃	大人	小児
エ 特別割引通学定期運賃	大人	小児

(3) 団体運賃

(4) 鉄道駅バリアフリー料金

ア 第1号アに加算する料金
イ 第1号イに加算する料金
ウ 第2号に加算する料金
エ 第3号アに加算する料金
オ 第3号ウに加算する料金
カ 第4号に加算する料金

第3節 削除

第26条 削除

(乗車券の通用期間)

第29条 乗車券の通用期間は、別に定めるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 普通券

ア 普通券	1日。ただし、往復券として発売した復券については2日
-------	----------------------------

(3) 定期運賃

ア 通勤定期運賃	大人	小児
イ 通学定期運賃	大人	小児
ウ 特別割引通勤定期運賃	大人	小児
エ 特別割引通学定期運賃	大人	小児

(4) 団体運賃

(5) 鉄道駅バリアフリー料金

ア 第1号アに加算する料金
イ 第1号イに加算する料金
ウ 第2号に加算する料金
エ 第3号アに加算する料金
オ 第3号ウに加算する料金
カ 第4号に加算する料金

第3節 回数運賃及び料金

(回数運賃及び料金)

第26条 回数運賃及び料金は、次の各号に定める回数運賃及び料金の併算額とする。

(1) 当社線区間 別表3に定める回数運賃及び料金

(2) 社線区間 社線において定める回数運賃

(乗車券の通用期間)

第29条 乗車券の通用期間は、別に定めるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 普通券

ア 普通券	1日。ただし、往復券として発売した復券については2日
-------	----------------------------

イ 特割券 1日。ただし、往復券として発売した復券については2日

(2) 定期券

ア 通勤定期券 1か月、3か月又は6か月

イ 通学定期券 1か月、3か月又は6か月

ウ 特別割引通勤定期券 1か月、3か月又は6か月

エ 特別割引通学定期券 1か月、3か月又は6か月

(3) 団体券 その都度定める。

2 前項に定める乗車券の通用期間は、通用開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券を発売した日から起算する。

第30条の2 削除

第3節 削除

第35条 削除

イ 特割券 1日。ただし、往復券として発売した復券については2日

(2) 回数券 発売の日から、その日の属する月の翌月から起算して第3月の末日まで

(3) 定期券

ア 通勤定期券 1か月、3か月又は6か月

イ 通学定期券 1か月、3か月又は6か月

ウ 特別割引通勤定期券 1か月、3か月又は6か月

エ 特別割引通学定期券 1か月、3か月又は6か月

(4) 団体券 その都度定める。

2 前項に定める乗車券の通用期間は、通用開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券を発売した日から起算する。

(回数券の効力)

第30条の2 回数券を所持する旅客は、同一区間を乗車する同行者があある場合は、自動券売機で第36条に定める様式の回数券（以下「引換え後の回数券」という。）に引き換えることにより、その同行者についても引換え後の回数券を使用することができる。

2 引換え後の回数券の通用期間は、第29条第1項第2号の規定にかかわらず、1日とする。

第3節 回数券の様式

(回数券の様式)

第35条 回数券の様式は、次のとおりとする。

縦 5.75cm 横 8.5cm

第36条 削除

(準用規定)

第45条 旅客営業規則の第120条から第121条まで、第123条から第127条まで、第129条及び第130条の規定は、この節において準用する。

(注) 準用する旅客営業規則の内容は、次のとおりである。

第120条 乗車前の普通券の払戻し



備考 小児用については、券面中央部に「小」と表示する。

(引換え後の回数券の様式)

第36条 北急連絡回数券による引換え後の回数券の様式は、次のとおりとする。

縦 3.0cm 横 5.75cm



備考 小児用については、券面中央部に「小」と表示する。

(準用規定)

第45条 旅客営業規則の第120条から第121条まで、第123条から第127条まで、第129条及び第130条の規定は、この節において準用する。

(注) 準用する旅客営業規則の内容は、次のとおりである。

第120条 乗車前の普通券の払戻し

- 第120条の2 乗車前の団体券の払戻し
- 第121条 乗車後の運賃及び料金の払戻し
- 第123条 使用開始前の定期運賃及び料金等の払戻し
- 第124条 通用開始日の定期運賃及び料金等の払戻し
- 第125条 使用開始後7日以内の定期運賃及び料金の払戻し
- 第126条 使用開始後8日以上定期運賃及び料金の払戻し
- 第127条 定期券の種類・区間変更の申し出があった場合の定期運賃及び料金の払戻し

- 第130条 傷病等の場合の普通運賃及び料金の払戻し

- 第120条の2 乗車前の団体券の払戻し
- 第121条 乗車後の運賃及び料金の払戻し
- 第123条 使用開始前の定期運賃及び料金等の払戻し
- 第124条 通用開始日の定期運賃及び料金等の払戻し
- 第125条 使用開始後7日以内の定期運賃及び料金の払戻し
- 第126条 使用開始後8日以上定期運賃及び料金の払戻し
- 第127条 定期券の種類・区間変更の申し出があった場合の定期運賃及び料金の払戻し
- 第129条 使用開始後の回数運賃及び料金の払戻し
- 第130条 傷病等の場合の普通運賃及び料金の払戻し

別表3

種別	当 社 線	運 賃と 料金 の合 算額
大人	1区	1,900 円
	2区	2,400 円
	3区	2,900 円
	4区	3,400 円

	<u>5区</u>	<u>3,900円</u>
<u>小児</u>	<u>1区</u>	<u>950円</u>
	<u>2区</u>	<u>1,200円</u>
	<u>3区</u>	<u>1,450円</u>
	<u>4区</u>	<u>1,700円</u>
	<u>5区</u>	<u>1,950円</u>

附 則

この規則は、2024年7月1日から施行する。